児童手当等の徴収に関する申出書

保育施設の利用に際して、その負担金を滞納した場合は、支給を受ける児童手当法(昭和46年法律第73号)に規定する児童手当及び同法附則第2条第1項に規定する特例給付(以下「児童手当等」という。)の額から、滞納した保育料につき、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、児童手当等から負担金の支払いに充てるものとします。

日進市長あて

令和 年 月 日

住	所					
保護者氏	: 名					
児 童 氏	名		(年	月	日生)
入所(希望)	園					